2. 付 加 利 益

（1） 法人税，都道府県民税，市町村民税等
（2） 株主配当金
（3） 役員賞与（損金算入分を除く）
（4） 内部留保金
（5） 支払利息及び割引料，支払保証料その他の営業外費用

3. 一般管理費等の算定

一般管理費等は，1及び2の額の合計額とし，別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率（Gp）

なお，一般管理費等の算定上，対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2．共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2．共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4. 一般管理費等率の補正

（1）前払金の保証がある工事において，以下の事項に該当する場合に補正を行う。なお，前払金の保証がない工事は，一般管理費等の補正の対象外である。

1） 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は，別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第1で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2） 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の相違による補正までを行った値に，別表第3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

（2） 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは，当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

（3） 自社製品の取扱い（プレテン桁，組立式橋梁，規格ゲート，標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について
自社製品であっても，他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1　一 般 管 理 費 等 率

（1） 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	~~23.57~~ 25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	~~9.74~~ 10.63%

（2） 算定式

［一般管理費等率算定式］

Gp＝~~-4.97802×LOG(Cp)＋56.92101（%）~~ -5.21826×LOG(Cp)＋60.08343（%）

ただし，Gp：一般管理費等率（%）
Cp：工事原価（円）

（注） 1．Gpの値は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。
2．対象とする工事原価については，「第2章 ②間接工事費 2．共通仮設費（2）算定方法 1)率計算による部分 の（ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2．共通仮設費（2）算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2　一 般 管 理 費 等 率 の 補 正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注）別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は，小数第3位を四捨五入して第2位とする。

別表第3　契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正値(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

（注） 1．ケース3の具体例は以下のとおり。
予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合
2．契約保証費を計上する場合は，原則として当初契約の積算に見込むものとする。